



神奈川東ロータリークラブ

KANAGAWA EAST ROTARY CLUB

DISTRICT 2590/CHARTERED MAY 29-1976/WEEKLY BULLETIN

2014-2015年度 R I 会長 ゲイリー C.K. ホアン



第2590地区 ガバナー
大野 清一

- 会 長 山田正憲
- 会長エレクト 江森国一
- 副 会 長 天野公史
- 副 会 長 鴻 義久
- 幹 事 植田清司
- 副 幹 事 朝日達夫
- 会 計 渡邊 淳
- 副 会 計 白井康夫
- S A A 小山市康
- 副 S A A 長井 章
- 副 S A A 青柳 紀
- クラブ会報 竹山 洋



写真提供 小池将夫会員

- 事務局** ホテルキャメロットジャパン内 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-3
TEL : 045-314-3900 FAX : 045-314-3555
- 例会日** 毎週金曜日 0 : 30 ~ 1 : 30 PM (第5金曜日 6 : 00 PM)
- 例会場** ホテルキャメロットジャパン
- 創立記念日** 昭和 51年 5月 29日
- U R L** <http://www.kanagawahigashi.com/>
- E-mail** kerc@beach.ocn.ne.jp

2014-2015年度 第24週報 No. 1865 2014年(平成26年) 12月19日 第1865回例会記録 12月23日発行

司 会 朝日 達夫 副幹事

会長報告 山田 正憲 会長

- ・12月度定例理事会報告
- ・R Y L A の募集案内を本日配布致しました。参加者をご紹介のほどよろしくお願い致します。

点 鐘 山田 正憲 会長

幹事報告 植田 清司 幹事

- ・例会のお知らせを致します。次週26日例会が23日年忘れ家族会に移動例会、1月2日休会、新年第1回目の例会は1月9日となりますのでよろしくお願い致します。また、事務局は12月27日～1月4日までお休みさせていただきます。

斉 唱 「それでこそロータリー」

四つのテスト 角田 伯雄 職業奉仕委員長
(第1例会のみ)

委員会報告

40周年記念事業準備委員会 実行委員長 吉田 隆男
吉田実行委員長より、委員会進捗状況の報告がなされた。

ゲスト紹介 大橋 恵子 様 (ゲストスピーカー)
杉山 武 様 (スピーカー同行者)

ビジター紹介 横浜本郷 R C 臼井 厚之 様
俱知安 R C 尾崎 春人 様

本日〈12月23日〉のプログラム

年忘れ家族会

スマイルボックス 青柳 紀 副S A A

俱知安R.C 尾崎春人様 メリークリスマス！！

山本 登君 寒さが身に凍みます。

山田正憲君 ①大橋恵子様、本日のお話楽しみにしています。②またまた天井裏にハクビシンが入り込んでいます。今日から罾を仕掛けます。

伊澤政宏君 ご無沙汰しました。今日、外出許可が許されましたので、出席致しました。

茂木知子さん ～エアバッグが心配～河野社長の高級車のエアバッグはタカタではありませんが、ちょっと心配。なぜなら、河野社長の高級車のエアバッグは45Lのごみ袋だからです。

加野亮一様 大橋先生、またお会い出来て嬉しいです。卓話、楽しみにしています。

青柳 紀君 本日で通常の例会は最後。会員の皆様、年末調整をしてくれたようで少ないニコニコでした！



②自分の人生の「断・捨・離」をするため。「断」とは新たに入ってくるものを絶つ、「捨」とはすでに持っているものを手放す、「離」とは人や物との関係を見直すこと

です。

つまりエンディングノートを書くことにより、不要なものを潔く切り捨て、必要なものだけで凛として生き、自分の人生の証にするということです。

エンディングノートと遺言書の違いは、遺言には法的効力があり、遺産相続や子どもの認知など、法的な強制力を持たせたい事項については、遺言書が必要ですが、エンディングノートは法的効力がなく、自分の思いや希望を伝えられるだけということです。

エンディングノートに書く内容は、

①認知症になったときや死亡後の自分の希望

(認知症になったら生活したい場所・延命治療を望まないこと等)

②自分史(自分の父母のこと・若かりし日の夢等)

③遺産などの情報と形見分けの希望(遺言書の存否・権利証や預金通帳、実印の保管場所等)

④残していく家族や知人への思い(つらい時に支えてもらった感謝等)

等です。

以上のように、エンディングノートには気軽に書けるなどのたくさんさんのメリットがありますが、亡くなる直前にエンディングノートを書こうと思って遅いのです。エンディングノートを書くことは、家族と話し合う時間を持ち「バトンタッチ」の予習をすること、人生の「断・捨・離」をすること、自分の財産・思いを整理し遺言書の下書きをすることでもあるのです。

ですから、エンディングノートを書くのは今なのです。

◎12月26日(金)⇒23日(火)移動例会「年忘れ家族会」

◎1月2日(金) 休会

次回《1月9日》の卓話予定

新年挨拶

会長、副会長、幹事、会計

出席報告

会員総数	55名	(33+22)名	
出席会員数	39名	(26+13)名	
出席率	84.78%		
ゲスト	2名	ビジター	2名
前回補正後	95.83%	前々回補正後	96.00%

卓話

「エンディングノート活用術 ～10人の具体的活用例から～」

司法書士法人大橋恵子&パートナーズ 代表社員
大橋 恵子 様

本日、エンディングノートについて、3つのポイントをお伝えします。

- ①エンディングノートは、遺言と違って法的効力がないこと
- ②エンディングノートを自分の人生の「断・捨・離」として書いて欲しいこと
- ③自分の生まれたときから現在までの戸籍謄本を全て取り寄せて、エンディングノートにはさみこんでおきましょうということです。

エンディングノートを書いて欲しい理由は、

- ①残していく愛する家族が困らないようにしてあげること